

令和2年度第11回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和3年1月7日(木)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(15名)

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	4番	三 須 健 行
5番	梅 澤 孝 雄	6番	三 門 増 雄
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	14番	石 渡 文 久
15番	石 田 和 久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請
について

議案第5号 令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定に
ついて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主査補 飯 田 啓 市

主任主事 今 川 大 輔

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

新年を迎えまして、本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第11回農業委員会総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、本日の総会も、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。次回の総会でございますが、2月8日(月)に開催を予定していますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 それでは会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第11回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———— (異議なしの声あり) ————

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、議席番号、13番「眞野 文雄委員」議席番号、14番「石渡 文久委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第5号、令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定について
以上、5議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

尚、議案第1号、第5項～第8項は、議案第3号、第2項～第5項と関連しますので、併せて説明を、お願いいたします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項及び第2項につきましては、権利者、義務者共、双方の要望により、交換により所有権の移転をしようとするものです。

表の第3項及び第4項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするものです。

少し飛びますが、表の第9項及び第10項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするものです。

戻りまして、表の第5項～第8項は■■■■の畑、7,769㎡、1筆について、1社と、3名が地上権を設定するものです。

こちらは、総会議案4ページの議案第3号第2項～第5項の営農型太陽光発電施設の一時転用と併せ、3年間の更新の申請がされているものでございます。

この案件については、平成29年12月7日開催の農業委員会総会において、営

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第1項及び第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項及び第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査については、山崎委員より調査報告をお願いいたします。

———（山崎委員報告）———

○山崎委員 議席番号10番山崎です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

権利者である■■■■■さんは、■■■■■にお住まいで、近隣の■■■、■■■、■■■の水田を、約8ヘクタール耕作しております。今回、■■■の地主から、売買の打診があり、自作地の近隣で耕作に便利のため、購入する事となったそうです。

義務者の■■■■■さんと、■■■■■さん2人名義となっておりますが、親子で、農業者では無く、申請地を、相続により取得しております。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項については、鈴木委員が関係する案件ですので、佐倉市農業

委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——(鈴木委員退席)——

○議長 それでは鈴木委員が退席しましたので、山崎委員より調査報告をお願いいたします。

——(山崎委員報告)——

○山崎委員 議席番号10番山崎です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

権利者は、農業委員の鈴木 孝徳さんです。

こちらも、地主から、売買の打診があり、自作地の近隣で耕作に便利のため、購入する事となったそうです。

義務者は、先程の案件の、■■■■■さんと、■■■■■さんの親子でございます。

この案件も、問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

——(発言者なし)——

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

——(賛成者挙手)——

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。

鈴木委員を入室させて下さい。

——(鈴木委員入室)——

○議長 続きまして、議案第1号第5項～第8項及び議案第3号第2項～5項については申請人を呼んであります。

また、関連する案件ですので、一括審議といたします。

それでは、議案第1号第5項～第8項及び議案第3号第2項～5項の申請人を入場させてください。

○江川委員 議席番号7番、江川です。ブルーベリーという事ですが、お日様が大好きな、ブルーベリーを、パネルの下で、栽培するという事は、どうゆう風に、育てられるのですか。

○議長 申請人

○申請人 地上から太陽光パネルまでの高さですが、一番低い所で2メートル、高い所で2.3メートル位あります。パネルの下とパネルの無い所に、防草シートを敷いて、地植えしております。お日様が大好きなんですけど、当たり過ぎると、葉が垂れて、土が乾き、あまり、美味しいブルーベリーが育たない。ブルーベリーの栽培に適した遮光率、逆に、当たり過ぎない方が、ブルーベリーの栽培には適した栽培方法という形になっています。

○議長 江川委員

○江川委員 経営の事は、よく解らないんですが、今問題となっているのは、太陽光の下部で作物を栽培しており、上手く行かない場合が現実にあります。申請者の方は、その辺をどのように、お考えでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 ブルーベリーの収穫には、苗木の大きさもありますが、5年目位から取れます。7年～10年目に、通常1本の木から、大体、1kg～1.5kg取れるようになってきます。そのような、状況の中、がんばって、やって、行くのですが、果実が出来ましたら、直売や加工所への販売も考えております。

おいおいなんですけど、加工が軌道にのって来たら、観光もやれればと、そのような栽培計画を考えております。

○議長 江川委員、よろしいですか。

○江川委員 はい。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

先に、議案第1号第5項～第8項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第5項～第8項は、許可と決しました。

次に、議案第3号第2項～第5項について、許可及び許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第2項～第5項は許可及び許可相当と決しました。

続きまして、第9項の実態調査については、三門委員より調査報告をお願いいたします。

———（三門委員報告）———

○三門委員 議席番号6番三門です。議案第1号第9項の調査報告をいたします。

権利者、義務者とも、議案のとおりでございます。

41㎡と、非常に小さな土地で、隣を■■さんが耕作しているので、問題ないと思います。この土地なんですけど、長く耕作されていなかったのですが、今は、綺麗に草刈がされ、管理されています。そのような事なので、よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第9項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第9項は、許可と決しました。

続きまして、第10項の実態調査については、梅澤委員より調査報告をお願いいたします。

———（梅澤委員報告）———

○梅澤委員 議席番号5番梅澤です。議案第1号第10項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地や近隣を耕作しており、地主の■■■■さんより、購入してほしい旨の打診があり、購入する事となったそうです。

■■■さんは相続により、申請地を取得し、農業者ではございません。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 現在、この水田はどのような状態になっていますか。

○議長 梅澤委員

○梅澤委員 きちんと耕作されています。現在、耕作している小作人が、このまま、耕作が続けられないという事で、隣の土地が、■■■■さんのハウスがあり、

■■■さんに買って欲しいという事になりました。

○議長 三門委員、よろしいですか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第10項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第10項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いいたします。

————（事務局長説明）————

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につきましても、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項は、■■■■が、太陽光発電施設用地として、■■の畑2,528㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、隣接地に太陽光発電施設がある小規模な農地で、第2種農地と思われ

ます。計画としましては、1枚、310Wの太陽光パネル、396枚を設置し、122.76KWを発電するものでございます。

敷地内は土のまま利用するので、雨水は自然浸透するものと思われ

ます。また、周囲は、高さ1.2mのメッシュフェンスで囲むものでござ

います。許可要件につきましても、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考え

ます。位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

議案第2号については、申請人を呼んであります。それでは、議案第2号の申請人を入場させてください。

————（申請人着席）————

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

————（申請人説明）————

○申請人 申請人の代理人の■■■■■■の■■と申します。こちらが、工事施工業者の■■■■■■の■■さんです。よろしく願いいたします。

■■■■■■の農地を利用して、太陽光パネルを設置する申請をさせていただきました。パネルは396枚を設置します。周囲はネットフェンスで囲みます。敷地内の造成については、他から土を持って来ることはなく、敷地内で整地いたします。また、雨水の処理なんですけど、現地を見ていただいたかどうか解りませんが、ほぼ平で、外に出ないように、敷地内で処理をするようにいたします。

隣は、既に、太陽光施設があり、もう一方は、畑で、地主には、今回の計画について説明をし、了解を得ています。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 議席番号6番、三門です。■■さん、大変、高齢とお聞きしていますが、この事業、■■さんが、自ら行おうとしたのか、営業を行って、やることになったのか、教えていただけますか。

○議長 申請人

○申請人 銀行からの紹介で、■■さんが、太陽光を整備したいと、当社の方に来たのが、そもそもなんですけど、1年半位、■■さんと話をして、今回の申請となりました。

○議長 三門委員

○三門委員 隣接の道路の幅が狭いので、工事の際は、注意して行って下さい。また、トラクターのロータリー等、幅が広いので、フェンスに当たってしまう事があるので、セットバックして、設置した方が良いと思います。また、後々、農機具が通行する際に、通りづらいので、フェンスの設置をやり直す等、問題が出てこないように、お願いいたします。

○議長 申請人

○申請人 周囲については、境界より、50cm、離して、フェンスを設置します。

○議長 三門委員、よろしいですか。

○三門委員 はい。

○議長 他に、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第3号第1項は、■■■■が、自己居住用の専用住宅用地として、■■の畑300㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に住宅が存在する小規模な農地で、第2種農地と思われれます。

計画としましては、実家の隣接の畑に、60.32㎡の住宅を建設するものでござ

ざいます。

雨水は、浸透枮により処理、生活用雑排水については、合併浄化槽により処理するものでございます。

続きまして、議案第3号第6項は、■■■■■■■■■■が、■■の畑1,984㎡について、車両置場用地として、転用しようとするものでございます。

申請地は、国道51号線沿いの小規模な農地で、第2種農地と思われま。計画としましては、輸出用の普通自動車、45台分を整備するものでございます。

敷地内は、砂利敷とし、周囲を、高さ2mの鉄鋼板型フェンスで囲むものでございます。

許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、議案第3号第1項については、三須委員より調査報告をお願いいたします。

———（三須委員報告）———

○三須委員 議席番号4番三須です。議案第3号第1項の調査報告をいたします。

申請人の■■■■さんは、地主である■■■■さん■■■■さんの息子さんで、実家の隣接地の畑に、自己居住用の住宅を建設するために、申請をしたものです。

隣接地に住むことにより、将来、親の面倒等も見れるという事だそうです。

問題は無いものと思われま。るので、よろしく、ご審議の程お願いいたします。

○議長 ただいま、三須委員より報告がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号第6項について審議いたします。議案第3号第6項については申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■■■、■■■■■さんの代理人の、行政書士の■■と申します。よろしくお願ひいたします。事業の概要について説明させていただきます。

土地は佐倉市■■■■■■■■■■、畑の1,984㎡でございます。

土地は賃借により、利用する予定であります。

用途は車両置場用地でございます、主にオークション会場で、事業者が落札した、普通自動車の在庫置場として、利用します。

販売先は、主に輸出になりまして、パナマ、ドバイ、イギリスになります。

次に計画地についてですが、整地して砂利敷きにし、周囲を鋼板フェンスで囲みます。隣地は農地なので、支障のないように、利用する予定でございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号8番長澤です。申請にあたりまして、国道51号線を実際、占用する形になると思いますが、道路法24条の対応は済んでおりますか。

○議長 申請人

○申請人 切り下げについては、当初検討をしておりまして、管理者の酒々井の事務所の方に相談に行ったんですね、そこで、間口を確認しまして、3.5mありまして、申請人の■■■さんが、普通自動車しか、出入りさせないんで、2.1mの普通乗用車用のレッカー車を使うのであれば、問題無いとの事で、切り下げの手続きは、必要ないとの事でした。

○議長 長澤委員

○長澤委員 それ以上の車は、入らないということでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 はい。入りません。

○議長 長澤委員、よろしいでしょうか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かございますか。三門委員。

○三門委員 議席番号6番、三門です。参考までに伺います。権利者の■■■■■
■■■さんは、どちらの出身ですか。

○議長 申請人

○申請人 ガーナ出身です。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 国籍は、どうなっていますか。

○議長 申請人。

○申請人 帰化しまして、日本国籍になっています。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。三門委員

○三門委員 申請者は、佐倉市内で、他にも使用している場所はあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局長 ■■さんにつきましては、佐倉市内は、無いようです、そのように掌握しております。

○三門委員 この方の経歴が解れば教えていただけますか。

○事務局長 この方につきましては、自動車会社に勤務されて来まして、2020年9月に会社をやめられているようです。今まで、自動車の修理、点検の方を、やられて来たようで、その後、2020年9月に退職し、申請につきましては、色々な場所を検討されて、この度、佐倉で申請をされました。以上です。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他にございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第6項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第6項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。

■■■■■■■■■■、田、4,046㎡、■■■■■■■■■■、田、52㎡の2筆は、令和2年6月8日の農業委員会総会において、許可相当となり、その後千葉県に進達され、令和2年11月4日付で畑への農地造成用地として、千葉県の許可を得ておりますが、当初、計画していた、■■■■■■■■の公園工事からの、盛土用の土の調達が出来なくなり、今回、■■■■■■のビル新築工事より発生する、土を用意する事になったため、計画変更をするものでございます。

許可内容である。田から畑への農地造成の一時転用である事、また、土量についての変更はなく、同一事業を進めるものでございます。

許可要件につきましては、議案第4号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、議案第4号については申請人を呼んであります。

○議長 それでは、議案第4号の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 私、■■■■さんの方で、イチゴハウスの造成工事申請の、設計コンサルタントをしております。■■と申します。よろしく申し上げます。

今回の変更ですが、昨年11月に許可をいただいておりますが、搬入土につきまして、発生元の工事現場の工期が切れてしまいまして、それで、工期を延ばして頂くのと、発生元の土の変更を併せて変更申請を、出させていただきました。

搬入する土に関しましては、申請地の土と同等品等の物を使わせていただきまして、5階の廃棄物対策課で受理していただいた、土を使用して行きたいと考えております。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 議席番号6番三門です。当初計画は、そもそも、見通しが甘かったって、事でしょうか。

○議長 申請人

○申請人 それに対して、反論は出来ないのですが、昨年5月に5条申請を出させていただき、9月頃から、始めたいと考えていましたが、他法令の方で、若干、遅れが出てしまいまして、このような、時期となってしまいました。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かございますか。江川委員。

○江川委員 議席番号7番、江川です。土を入れるだけで、ここに、何も作物を、植えないのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 今回の申請は、農地の嵩上げの事業でございまして。国道■■■号線の、1m位下がった、田んぼでございまして、だいたい隣の国道と、同じ位に嵩上げをしまして、その上に、イチゴのハウスを建てまして、そこで、観光農園をやろうと考えております。昨年の台風で、水没してしまう場所で、どの位の高さで、水没してしまうか、記録してありますので、それよりも、若干高めに設定してございまして、そのように設計してございまして。

○議長 江川委員

○江川委員 溶液栽培ではないのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 水耕ではなく、今、実験的に、他のハウスを借りまして、昨年、イチゴを栽培してございまして。そこで、普通の土での栽培で、ピートモスを入れたり、微生物

物を入れたり、色々チャレンジをしております。水耕ではございません。

○議長 江川委員、よろしいでしょうか。

○江川委員 はい。

○議長 梅澤委員

○梅澤委員 議席番号5番、梅澤です。今朝、■■■■■の駐車場の前を通りまして、埋め立てが始まっていましたが、あのような砂を使うのですか。

○議長 申請人。

○申請人 同等の砂を使用する予定です。今使用している土は、盛土に適している土と思います。

○議長 梅澤委員、よろしいでしょうか。

○梅澤委員 はい。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第4号について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第5号、令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局長説明）———

◎議案第5号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

議案第5号 令和2年度第10次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、1件、3筆、2,444㎡
賃貸借権の設定、6件、6筆、地積11,439㎡でございます。

詳細でございますが、議案の7ページ～8ページをお願いいたします。

申請番号1番につきましては、農業経営安定のため、申請番号2番～7番については農業経営規模拡大のため、期間は、3年～5年を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。林委員

○林委員 議席番号1番、林です。■■■■■さんは、どのような会社でしょうか。

○議長 事務局

○事務局 ■■■■■の営農状況ですが、■■の高台の畑を、広く借りていまして、家畜の牛糞とチップを混ぜた物を、肥料としまして、畑に散布します。そこに、牛等の飼料になります。デントコーンを栽培して、収穫するような、会社でございます。以上です。

○議長 林委員。

○林委員 昨年10月位に、隣接の農地を耕作している方から、今の話の事なのですが、かなり大量の牛糞が入ってまして、かなり、臭いがすごくて、餌を作るための飼料ではなく、家畜の糞尿の捨て場になってるんじゃないかと、指摘をいただきまして、場所によっては、順調に育ってる所もありますが、場所によっては、

堆肥の量が多くて、生っばいのもありまして、そのせいで、牧草が順調に育っていないように、見受けられました。一応、飼料を作る名目なのでしょうが、指導をしなければ、家畜の糞尿の捨て場になってしまう。かなり、窒素過剰になっていると、見受けられましたので、その辺を気を付けないといけないと思います。

○議長 事務局

○事務局 林委員から、ご指摘がありました事が、昨年ありまして、千葉県の家畜の担当課、農政課、経済産業部理事等と、相手方の■■さんと、何度も協議をしまして、野積みはいけないので、持ってきたのは、直ぐ、漉き込みをするように、厳しい指導をしまして、今年につきましては、牛糞を持ち込んだら、直ぐ漉き込むという体制で、指導したとおりに、畑を、利用しております。是正したとおりに、使用しております。

○議長 林委員、よろしいでしょうか。

○林委員 今後も、引き続き指導していただきたいと思います。

○事務局 はい。

○議長 他に何かご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の9ページ～10ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの7件、9筆でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、2件、3筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、2筆でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

利用権設定期間存続中でございますが、地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、1件、1筆でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

法人の分割による届出、1件、1筆でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第13項に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

携帯電話の基地局としての届出、1件、1筆、仮設資材置場としての届出、1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第11回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===